

一般社団法人工学院大学校友会 会長・副会長選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という）の理事選出規則及び監事選出規則により選出された次期理事から校友会次期会長・次期副会長の選出方法について定める。

(会長の選出方法)

第2条 校友会の会長は、社員総会で選出された全理事を候補者として出席理事の無記名投票により選出する。

- 2 第1回目の投票で、出席理事の過半数を超える得票数を得た者を会長とする。
- 3 第1回目の投票で、得票数が出席理事の過半数を超える者がいなかった場合は、得票数の上位3名を候補者として、出席理事による第2回目の投票を行う。この投票により過半数の得票を得た者を会長とする。
- 4 第2回目の投票で、得票数が出席理事の過半数を超える候補者がいなかった場合は、得票の上位2名を候補者として、出席理事による第3回目の投票を行う。この選挙の得票上位者を会長とする。
- 5 第3回目の投票で、候補者の得票が同数の場合は、選挙管理委員会立会いのもと抽選により会長を決定する。
- 6 会長に選出された者が辞退した場合は、前4項により再投票を行い選出する。

(副会長の選出方法)

第3条 校友会の副会長は、前条で選出された会長が新理事の中から指名し、理事の過半数の賛成を得て決定する。

- 2 過半数の理事の賛成を得られない場合は、第2条の「会長の選出方法」に準じて選出する。

(司会・進行)

第4条 校友会会長の選出までの司会、進行は選挙管理委員会が担当する。

- 2 副会長の選出が投票となる場合は、選挙管理委員会が担当する。

(投票及び開票等の立会人)

第5条 校友会会長選出の投開票作業、判定は選挙管理委員会が担当する。

- 2 副会長の選出が投票となる場合は、選挙管理委員会が担当する。

(規程の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

本規則は、法人法に基づき一般社団法人設立の登記日（平成25年4月1日）から施行する。